

広島県主要農作物種子取扱要領

(令和2年7月6日制定)

令和3年8月1日一部改正

令和6年3月19日一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、広島県主要農作物等種子条例（令和2年広島県条例第39号。以下「条例」という。）に基づき、主要農作物の種子の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ほ場審査

ほ場において栽培中の稲並びに麦類については出穂、穂揃い及び成熟状況を、大豆については開花時期及び成熟状況を審査することをいう。

(2) 生産物審査

ほ場において生産された種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等を審査することをいう。なお、生産物審査を受けようとする種子の調製を行うための施設及び整備は、次の項目を満たすものでなければならない。

ア 調製にあたって混種が起らないような方法が採られていること。

イ 調製中に種子の出所及び由来が常に確認出来るようになっていること。

ウ 調製作業並びに種子の搬入及び搬出に関する記録が適正に保存されていること。

エ 調製作業の責任者が確保されていること。

(奨励品種の決定)

第3 条例第5条に規定する奨励品種の決定に当たって行う調査等は次のとおりとする。

1 奨励品種決定調査

知事は奨励品種の決定等を適正に行うため、普及対象地域における必要な調査（以下「奨励品種決定調査」という。）を行うものとする。

(1) 奨励品種決定調査の種類

ア 基本調査

供試される品種につき、県内での普及に適するか否かについて、栽培試験その他の方法によりその特性の概略を明らかにする。

イ 現地調査

知事が自然的経済的条件を勘案して区分決定した地域（以下「奨励品種適応地域」という。）ごとに、栽培試験を行うことにより、供試される品種の特性を明らかにする。

(2) 奨励品種決定調査の方法

奨励品種決定調査の方法は、別紙1の第1のとおりとする。

2 奨励品種の決定基準

奨励品種の採用及び廃止の決定基準については、次のとおりとする。

(1) 奨励品種の採用基準

奨励品種に採用する場合は、次の基準のいずれかを満たしている品種のうち、普及上、特に支障となる欠点のないものの中から選定するものとする。

ア 品質、収量、病虫害抵抗性、その他の栽培上重要な特性及び生産物利用上の特性を総合的に勘案し、既存の奨励品種（以下「対照品種」という。）と比較して明らかに優れていると認められること。

イ 品質、収量、病虫害抵抗性、その他の栽培上重要な特性又は生産物利用上の特性のいずれかについて、対照品種と比較して明らかに優れていると認められること。

(2) 奨励品種の廃止基準

奨励品種の採用後、次のいずれかに該当すると認められるときは、当該奨励品種を廃止することができるものとする。

ア 奨励品種の特性が変化し、(1)の基準を満たさなくなった場合

イ 普及対象地域で、栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合

ウ 当該奨励品種にかかる作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しが無い場合

エ 新たな奨励品種によって代替が可能な場合

オ 当該奨励品種の種子の供給が困難となった場合

3 審査会の開催

(1) 知事は、奨励品種を採用し、又は廃止しようとする場合は、広島県主要農作物奨励品種審査会（以下「審査会」という。）を開催し、その審査を経るものとし、その運営は県の主務課長が行うものとする。

(2) 審査会の構成は、原則として別紙1の第2の関係部局、農業団体、県内実需者及び学識経験者の中から、審査内容に応じて、その都度農林水産局長が決定するものとする。

4 奨励品種の公表

知事は奨励品種を採用し、又は廃止したときは、必要な事項を附してこれを公表するものとする。

(種子生産団体の指定)

第4 条例第6条第1項第4号の知事が定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 種子の残量処理、事故処理又は災害補償のための基金の設置及び運営に関する業務

(2) 災害等緊急時の種子の確保に関する業務

2 条例第6条第2項の規定に基づき、指定種子生産団体の指定を受けようとするものは、別記様式第1号の指定種子生産団体承認申請書に次の各号に定める書類のうち必要なものを添えて知事に申請しなければならない。

(1) 条例第6条第1項各号に掲げる業務の実施方法を記載した書類

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類

(3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類

(4) 定款又は規約

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 条例第6条の規定により指定を受けた指定種子生産団体が、申請した事項を変更した場合

は、速やかに別記様式第2号に変更内容がわかる書類を添えて知事に届け出なければならない。

(種子生産計画の策定)

第5 条例第7条の規定に基づく種子生産計画の策定にあたっては、指定種子生産団体の意見を踏まえるものとする。

(原種及び原原種の生産)

第6 条例第8条に規定する、原種及び原原種（以下「原種等」という。）の生産については、次のとおり行うものとする。

1 生産方法

原種等の生産の際には、以下の事項を遵守するものとする。

(1) 原原種

ア 品種の混交を避けるために、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行う。

イ 1本植え又は1粒播きによる系統栽培とする。

ウ ほ場審査及び生産物審査によって明らかとなった品種本来の特性と異なる個体又は種子が混入している系統の全部を除外した上で、翌年の原原種の生産に用いる種子を系統別に保存するとともに、残余の種子を原種の生産に用いる。

ただし、保存する原原種の系統は、品種の固定度に応じ適切な数を選択する。

エ 原原種生産用の種子は、定期的に育種家種子で更新し、品種の特性を保持する。

(2) 原種

ア (1)のアに同じ。

イ 異種、異品種等の個体が発見しやすいよう可能な限り疎植又は薄播きとする。

2 ほ場の設置

原原種ほ場及び原種ほ場の設置の際には、以下の留意事項を踏まえ、適切なほ場を選定するものとする。

(1) 生産しようとする品種の栽培に適した気象、土壌及び用水等の自然条件を有する地域内にほ場があること。

(2) 周辺のは場における植物、混交の可能性のある植物の花粉、病原体又は汚水等から原種等の生産が重大な支障を受けるおそれのないこと。

(3) 原種等の生産に直接責任を有する者が、原種等の生産方法に関し必要な知識及び技術を有し、かつ、生産しようとする品種の来歴、特性及び固定度等に関する知識を有していること。

(4) 原種等の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。

(5) ほ場が、種子生産を効率的に行い得る適切な面積を有していること。

(6) 前作に種子生産が行われる作物と同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後1年以上経過していること。

ただし、前作に同一作物の同一品種の種子の生産が行われていた場合であって、ほ場審査又は生産物審査において、異品種混入の理由により不合格となっていない場合又は収穫後の漏生種子の芽生を除草剤等によりの確に処分している場合には、この限りではない。

- (7) 隣接の同一作物のほ場との間が、用排水路、畦畔、垣根又は裸地等によって区分され十分な距離が確保されていること。

ただし、出穂若しくは開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一作物が栽培されている場合にはこの限りではない。

- (8) ほ場に、別記様式第3号の標札の設置を行うこと。

3 原種等の生産の受託

知事は、原種等の生産を県が受託して行う場合は、委託者と受託者である県との明確な責任分担の下で行われるよう次の事項を含む契約を委託者と締結しなければならない。

- (1) 委託者は、受託者である県に対し原種の生産に必要な原原種及び原原種の生産に必要な育種家種子の提供の責任を有すること。
- (2) 委託者は、原種等の生産について指導及び監督の責任を有すること並びに受託者である県はこれに従うこと。
- (3) 委託者は、生産された原種等について処分の責任を有すること及び受託者である県はこれに従うこと。

4 原種等の生産の委託

知事は、次の要件を具備している場合に限り、原種等の生産を委託できるものとする。

- (1) 受託者が、知事の指導を受け、原種等を適切に生産する能力を有していること。
- (2) 原種等の生産が、委託者である県と受託者との明確な責任の分担の下で行われるよう次の事項を含む契約を受託者と締結すること。
 - ア 委託者である県は、受託者に対し原種等の生産に必要な育種家種子又は原原種の供給を行うこと。
 - イ 委託者である県は、原種等の生産について指導及び監督を行うこと並びに受託者はこれに従うこと。
 - ウ 委託者である県は、生産された原種等について、処分の責任を有すること。
 - エ 委託者である県は、委託に係る原原種ほ場及び原種ほ場の運営に必要な経費の取扱いについて明らかにすること。
 - オ 委託者である県と受託者との間において、県が有する知的財産の取扱いに関する取決めを定めること。
- (3) 原原種ほ場の生産委託は、当該ほ場が原原種の生産に必要な知識及び技術を有する者によって知事が定める方法により直接管理される場合に限ること。

(一般種子生産ほ場の届出)

第7 条例第9条の規定による一般種子生産ほ場の設置に係る届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに別記様式第4号により行うものとする。

- (1) 稲 毎年5月末日
- (2) 大豆 毎年5月末日
- (3) 春播きの麦類 毎年5月末日
- (4) (3)以外の麦類 毎年2月末日

- 2 1の規定により届け出た事項を変更する場合は、速やかに別紙様式第4号により知事に届け出るものとする。

なお、変更の届出が可能な期間は第9の1に定める審査の請求を行うまでとする。

(一般種子の生産)

第8 第7の規定に基づき届け出る一般種子生産ほ場は、以下の留意事項を踏まえ、適切に設置するものとする。

- 1 生産しようとする品種の栽培に適した気象、土壌及び用水等の自然条件を有する地域内にはほ場があること。
- 2 周辺のは場における植物、混交の可能性のある植物の花粉、病原体又は汚水等から一般種子の生産が重大な支障を受けるおそれのないこと。
- 3 一般種子の生産に直接責任を有する者が、一般種子の生産方法に関し必要な知識及び技術を有し、かつ、生産しようとする品種の来歴、特性及び固定度等に関する知識を有していること。
- 4 一般種子の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。
- 5 ほ場が、種子生産を効率的に行い得る適切な面積を有していること。
- 6 ほ場に、別記様式第3号の標札の設置を行うこと。
- 7 前作に種子生産が行われる作物と同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後1年以上経過していること。

ただし、前作に同一作物の同一品種の種子の生産が行われていた場合であって、ほ場審査又は生産物審査において、異品種混入の理由により不合格となっていない場合又は収穫後の漏生種子の芽生を除草剤等によりの確に処分している場合には、この限りではない。

- 8 隣接の同一作物のは場との間が、用排水路、畦畔、垣根又は裸地等によって区分され十分な距離が確保されていること。

ただし、出穂若しくは開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一作物が栽培されている場合にはこの限りではない。

- 9 過去複数回にわたって不合格となったほ場又は必要な措置を講じるよう指導を受けていたにもかかわらず、改善される見込みがないほ場でないこと。

(審査)

第9 条例第10条に規定する審査については、次のとおり行うものとする。

1 審査の請求

指定種子生産団体は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに審査請求書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

ただし、特別の事情があると知事が認めるときは、当該期限を経過した後であっても審査の請求をすることができるものとする。

- | | |
|--------------|--------|
| (1) 稲 | 毎年6月末日 |
| (2) 大豆 | 毎年7月末日 |
| (3) 春播きの麦類 | 毎年6月末日 |
| (4) (3)以外の麦類 | 毎年3月末日 |

2 審査員

- (1) 知事は、審査を行うため、別紙2の第3に規定する審査機関（以下「審査機関」という。）の長が推薦する職員のうちから、適当と認める者を種子審査員（以下「審査員」という。）に任命するものとする。
- (2) 知事は、審査の円滑かつ能率的な実施を図るため、審査機関の長が推薦する職員のうちから、適当と認める者を審査員の事務を補助する者（以下「審査補助員」という。）に任命するものとする。
- (3) 審査の請求があった場合、知事は審査機関の長に審査の実施について通知するものとする。

3 標札

1の規定により審査の請求をした指定種子生産団体（以下「請求団体」という。）は、審査を受けるほ場に標札（別記様式第3号）を立てなければならない。なお、ほ場審査の結果、不合格となったほ場にあっては、当該標札を撤去しなければならない。

4 審査方法

具体的な審査の基準、方法等については、別紙2のとおりとする。

5 審査の立会い

請求団体は、審査員が審査を行うときには、当該審査に立ち会うものとする。

6 審査後の指示等

審査員は、審査の結果、現状では基準に適合しないほ場又は一般種子であっても、当該請求団体に対し、必要な措置を講じるよう指示を行い、雑草等の除去又は採種管理の改善等によって基準に適合すると認められるときには、再度審査を行うものとする。

7 審査結果の報告等

- (1) 審査員は、ほ場審査又は生産物審査の終了後直ちに審査結果を審査機関の長に報告し、報告を受けた審査機関の長は、審査結果を取りまとめたうえ知事にはほ場審査結果報告書（別記様式第6号）又は生産物審査結果報告書（別記様式第7号）を提出するものとする。
- (2) 知事は、ほ場審査証明書（別記様式第8号）、生産物審査証明書（別記様式第9号又は第10号）及び生産物審査証明一覧表（別記様式第11号）を請求団体に対し通知する。

（種子生産用種子）

第10 種子生産計画に基づいて原種、原原種及び一般種子を生産するために用いる種子は、次に掲げるものとする。

- 1 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者若しくはその者の所属する機関の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者若しくは当該機関が適正と認める旨の書状が添付された育成家種子又は系統別に保存されている原原種とする。
- 2 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。
- 3 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、種子の生産を緊急に行う必要がある場合等知事が特別の事情を認めた場合には、原原種を用いることを妨げないものとする。また、災害等により原種の供給が困難となった場合にも、知事が特別の事情を認めた場合には、一般種子を用いることを妨げないものとする。

（その他）

第 11 種子生産に係る事項において、本要領に定めがない事項については、関係機関が協議の上、対応する。

附則

- 1 この要領は、令和 2 年 7 月 6 日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、広島県稲、麦類及び大豆取扱要領（平成 30 年 4 月 2 日制定）は廃止する。

附則

- 1 この要領は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和 6 年 3 月 19 日から施行する。